

# 定額減税調整給付金について

定額減税で控除しきれない金額がある方への  
差額分給付

- 令和6年6月末に申請書送付  
7月初旬以降、順次申請書が届く
- 申請書提出から3週間～4週間で振込される
- 公金受取口座登録済みの方は電子申請も可能
- 締切は令和6年10月31日